

■第63回ベトナム法整備支援研修を実施しました。

令和元年10月7日（月）から同月16日（水）までの間、JICA東京、法務省赤れんが棟等において、第63回ベトナム法整備支援研修を実施しました。

現在のベトナムに対する法整備支援プロジェクトでは、ベトナム最高人民裁判所、最高人民検察院及び弁護士連合会が合同してベトナムの憲法及び刑事訴訟法に規定されている「争訟原則」に関する研究を行っています。

今回、ベトナム最高人民裁判所、最高人民検察院及び弁護士連合会から合計16名を日本に招き、実務家の執務資料となるような争訟原則に関する報告書の作成を進めることを目的として、研修を実施しました。このようなベトナム法曹三者合同の研修は初めての試みであり、画期的なことといえます。



【研修参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、講義や刑事裁判傍聴を通じて日本の刑事訴訟手続について理解を深めた上で、日本の刑事訴訟手続と比較しつつ、ベトナムにおける争訟原則の内容について意見交換を行い、争訟原則に関する報告書の作成を進めました。



【園尾隆司弁護士による講義風景】



【意見交換の際にコメントされる趙誠峰弁護士】



【意見交換の様子】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「日本の刑事裁判手続についてよく理解でき、ベトナムの刑事裁判手続と比較できた。」「弁護士の業務に関する情報が得られた。ベトナムで活用したい。」「業務の改善にあたって本研修で習得したすべての知識及び経験がとても有益でした。」「今回習得した内容は、ベトナムの刑事訴訟手続に応用できる。」などといった感想が聞かれました。